奈良県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十五年四月五日

奈良県知事　荒　井　正　吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
松元　佑仁	五行鍼灸マッサージ治療院 大和郡山市泉原四七―七	平成二十五年二月一日
城戸　浩司	はりきゅう院整骨院ｄｅｎ 香芝市逢坂七丁目一六五―一―一一〇二号室	平成二十五年一月二十三日
松井　良太	まつい鍼灸整骨院 大和高田市高砂町七―一七　シェラスール島二号室	平成二十五年二月十八日
下別府　和徳	翔永整骨院 葛城市柿本一六四―六	平成二十五年二月一日
藪本　博之	アシスト鍼灸整骨院 香芝市逢坂二丁目五三九―八	平成二十五年一月三十日
八ツ本　野枝	和こうマッサージセンター 生駒郡三郷町立野南一丁目二四―三九　トリヴァンベール一〇一号室	平成二十五年三月一日
小林　和美	和こうマッサージセンター	平成二十五年三月一日

生駒郡三郷町立野南一丁目二四―三九

トリヴァンベール一〇一号室